

公開草案 2022年10月18日
 (意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書510</p> <p style="text-align: center;">初年度監査の期首残高</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書:第21号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書(年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士</p>	<p>監査基準報告書510</p> <p style="text-align: center;">初年度監査の期首残高</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書:第21号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p>

改正案	現 行
<p>法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則(2022年7月25日変更)の適用と合わせて早期適用することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第1項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正) </div> <p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A6項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」は適用されない。) ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 監査人は、当年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、棚卸資産の期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。 ・ 当事業年度末の財政状態は適正に表示されている。 ・ 棚卸資産の期首残高に関する十分かつ適切な監査証拠を入手できないことが、企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす可能性のある影響は、重要であるが広範ではないと認められる。 	<p>本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第1項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) </div> <p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A6項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」は適用されない。) ・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 監査人は、当年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、棚卸資産の期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。 ・ 当事業年度末の財政状態は適正に表示されている。 ・ 棚卸資産の期首残高に関する十分かつ適切な監査証拠を入手できないことが、企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす可能性のある影響は、重要であるが広範ではないと認められる。

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。 ・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な虚偽記載を識別していない。 ・ 比較情報が対応数値として表示されており、前年度の財務諸表は前任監査人によって監査されている。監査人は、監査報告書において、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見をその他の事項として記載することとしている。 ・ 会社は監査役会設置会社である。 ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。 ・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。 ・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な虚偽記載を識別していない。 ・ 比較情報が対応数値として表示されており、前年度の財務諸表は前任監査人によって監査されている。監査人は、監査報告書において、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見をその他の事項として記載することとしている。 ・ 会社は監査役会設置会社である。 ・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上